

日医発第 524 号（地 138）

平成 3 0 年 8 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度においても救急の日及び救急医療週間を、「救急の日」の 9 月 9 日（日）を含む 1 週間（9 月 9 日（日）～9 月 1 5 日（土））として、救急医療の普及、啓発運動の一層強化と、救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じて実施していただきたく、お願い申し上げます。

なお、本年度も昨年に引き続き、別添に示す「救急の日」及び「救急医療週間」実施要領に基づき、特に「救急蘇生法の普及・啓発」を全国共通のテーマとして重点的に実施していただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本会実施要領に示す諸行事の実施方についてご協力を賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働事務次官からも、別添のとおり、「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について、主催者としての協力要請がありました。昨年度と同様、ご協力のほど、併せてよろしくお願い申し上げます。

平成30年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施要領

公益社団法人 日本医師会

1. 目的

救急医療体制は、医師会、行政庁、地域住民の理解と協力により非常に整備されてきました。しかし高齢化の進展、社会構造の変化を背景として、また昨今の医療制度の変遷に伴い、救急医療に対する対象疾病は多種多様化し、また災害の発生率も増大の傾向にあります。さらに、訪日客が増大するとともに、平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

これら状況に対応するため地域医師会並びに行政関係者は、救急医療の重要性を再認識し、地域医療活動の一環として、その整備、充実に最大限の努力を払う必要があります。

また、国民も救急医療に対する関心を深め、自主救護のための救護知識、AEDを含めた応急手当の習得、救急車・救急医療施設の正しい利用の仕方などを知って頂かねばなりません。

以上、救急医療に関する全てについての総点検とその普及、啓発運動の一層強化を図る日が「救急の日」(9月9日)であります。

更に、この「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として多彩な救急医療に関連した行事を実施し、有意義なものとするようお願いいたします。

2. 期間

「救急の日」は毎年9月9日とし、本年はこの日を含む一週間(9月9日～9月15日)を「救急医療週間」といたします。

なお、実施期間については、地域の実情に応じて変更することができるものとします。

3. 実施方針

国、地方公共団体、日本医師会(都道府県医師会、郡市区医師会)、日本救急医学会、全国消防長会その他関係機関の緊密な協力により、救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を、地域の実情に応じて実施するものといたします。

本年度は昨年に引続き特に「救急蘇生法の普及・啓発」を全国共通のテーマとした行事を重点的に実施するものといたします。

4. 参考例

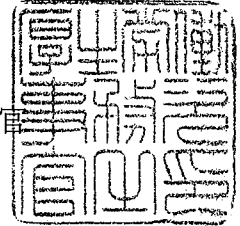
- 救急蘇生法の普及啓発：日本医師会作成ポスター、大切ないのちを救う心肺蘇生法CAB+D(CABDカード)、新しい救急蘇生法の指針2015リーフレット
- 地域の救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発
- 小児救急医療に関する啓発活動：地域の救急医療システム、電話相談事業、救急蘇生法
- 小児急病対応ガイドブック等の配布
- 救急医療協議会(医師、行政、住民を含めた三者又は二者の協議会)
- 防災会議、救急医療部会

- 大災害時医療対策の強化、整備（応援体制、情報連絡網、救急医療体制、自治体等との協定等）
- 医師間連絡協議会（初期医療と二次及び三次医療、都市と周辺、救急病院間、在宅当番医と休日夜間急患センター間等）
- 懇談会、座談会（医師とコメディカル、医師とマスコミ、医師と救急隊等）
- 救急医学会等、講習会、研修会、救急蘇生訓練、健康教育
- インターネット、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌、展示、立看板、写真展、映画並びに街頭啓発活動等による広報活動、広報車
- 防災訓練：地震、豪雨、交通、洋上、空港、病院、工場、コンビニート、デパート、地下街等の災害
- 血液型無料判定、献血運動
- 救急医療実態調査
- 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- 一日救急病院長、一日救命救急センター長、一日休日夜間急患センター長、一日救急指令長、一日救急隊長、一日消防署長等の任命
- 救急医薬品、A E D等の点検実施
- その他

厚生労働省発医政 0720 第 7 号
平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働事務次官



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

標記については、かねてより種々ご配慮を煩わしているところではありますが、本年度も「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として、別添実施要綱に基づき、救急医療の普及、啓発活動を全国的に実施することとしましたので、格段のご協力をお願いします。

また、各都道府県・郡市区医師会に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

平成30年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施要綱

1 目的

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期間

「救急の日」の9月9日(日)を含む一週間(平成30年9月9日(日)から9月15日(土)まで)を「救急医療週間」とする。(ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。)

3 主催

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会及び全国消防長会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会(都道府県医師会、郡市区医師会)、一般社団法人日本救急医学会及び全国消防長会、その他関係機関の緊密な協力により、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じて実施するものとする。

(1) 実施の重点

- ア 救急法(救命・応急手当)の普及啓発(特に小児救急)
- イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発(特に救急車及び救急医療機関の適正利用)
- ウ 救急医療関係者及び救急隊員等の表彰及び研修

(2) 実施する行事等

- ア 救命・応急手当、救急事故の未然防止及び心肺蘇生法についてのパンフレット等の作成及び配布など
- イ 心肺蘇生法の実技講習
- ウ 講習会、研修会、健康教育等の啓発活動
- エ ポスターの掲示(標語、図画等の募集)
- オ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等による広報
- カ 一日病院長、一日救急隊長等の任命
- キ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- ク その他(救急救命士が行える救急救命処置の実演、救急関係機器及び資材の展示、救急アンケート調査など)